

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2022.3月号》

発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16

ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

(FAX 018-864-1815)

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。



(新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の皆さま)

雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金 特例措置が令和4年6月末日まで継続されます

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置について、令和4年3月末日までとしている現在の助成内容を6月末日まで継続することとなりました。制度の見直し等により、その都度支給申請様式の改定を行っておりますので、支給申請を行う場合は、厚生労働省HPから最新様式のダウンロードをお願いします。

※旧様式で申請を行った場合、申請内容の確認のため審査にお時間をいただく場合がございます。

	特例措置	企業規模	3月31日迄		4月1日～6月30日	
			解雇等あり	解雇等なし	解雇等あり	解雇等なし
原則的な措置	助成率	中小企業	4/5	9/10	4/5	9/10
		大企業	2/3	3/4	2/3	3/4
	助成額日額上限		9,000円		9,000円	
※業況特例 地域特例	助成率	中小企業	4/5	10/10	4/5	10/10
		大企業				
	助成額日額上限		15,000円		15,000円	

※原則的な措置・業況特例・地域特例いずれの場合も、令和3年1月8日以降の解雇等のあり・なしで助成率を判断します。

※業況特例: 直近3ヶ月の生産指標が前年、前々年または3年前同期比30%以上減少している企業

ただし、**4月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、毎月業況(生産指標)の確認が必要となります。**

※地域特例: 緊急事態措置およびまん延防止等重点措置を実施すべき区域の施設における営業時間の短縮等に協力する企業

特例措置・特例期間は変更になる可能性があります。厚生労働省のホームページで最新の情報をご確認下さい。

【お問い合わせ先: 企画部門 部門コード 32#】

新型コロナウイルス
感染症による

小学校休業等対応助成金について

厚生労働省では、令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対して助成金を支給することとしています。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけようお願いします。**

①臨時休業等をした小学校等に通う子ども②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校学校等を休む必要がある子ども

【助成内容】有給の休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

休暇取得期間	日額上限額	申請期限
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月 11,000円 令和4年3月 9,000円	令和4年5月31日 必着

※緊急事態措置およびまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所がある企業については15,000円
※令和3年8月1日～12月31日までに休暇を取得した分についての申請期間は終了しております。

支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省HPでご確認下さい(申請書はHPから印刷して下さい)

○お問い合わせは、**コールセンター 0120-60-3999** 受付時間9:00～21:00

○申請書の提出は、**本社所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等室まで郵送**をお願いします。

(事業所単位ではなく、法人ごとの申請となります。)

求人広告掲載時のトラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか?」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しております。求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

《実際に相談のあったケース》

◆電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。



※なお、求人者の求めに応じて、その募集情報を求人広告としてインターネット等で提供することや、その広告料金を請求することは違法ではありません。



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和4年1月)

概況(常用)

新規求職者数は前年同月比で2ヶ月連続減少した。新型コロナの感染拡大がつづいているが、離職者は増加せず減少していることが主な要因である。また、雇用保険受給者の減少により有効求職者数も前年同月比7ヶ月連続で減少した。

新規求人数(常用)は、前年同月比で4ヶ月連続減少、有効求人数も前年同月比で3ヶ月連続減少した。建設業で公共工事減少の影響等から求人が減少、介護福祉事業で新型コロナの感染拡大の影響による採用活動手控え等により求人が減少したことが主な要因である。

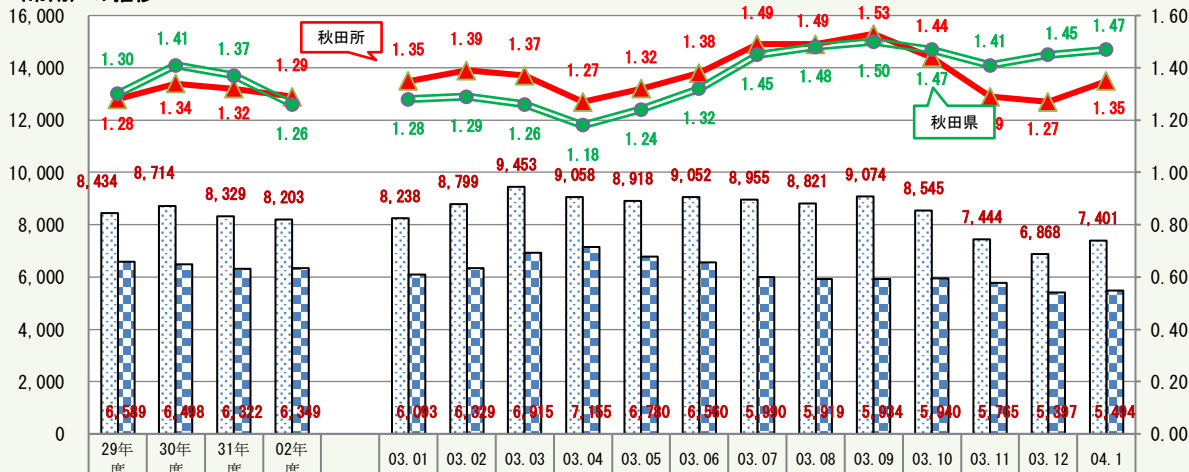
有効求人倍率は1.35倍となり、前年同月と同倍率となった。

オミクロン株による新型コロナの感染が拡大しており収束時期が見通せない状況で、採用活動の手控えによる求人数の減少、息切れ倒産による離職者発生で求職者数の増加が予想されるなど、コロナ禍の長期化による雇用への影響が懸念される。

【用語解説】

- * 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- * 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- * 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率(常用)の推移



	29年度	30年度	31年度	02年度	03.01	03.02	03.03	03.04	03.05	03.06	03.07	03.08	03.09	03.10	03.11	03.12	04.1
有効求人人数	8,434	8,714	8,329	8,203	8,238	8,799	9,453	9,058	8,918	9,052	8,955	8,821	9,074	8,545	7,444	6,868	7,401
有効求職者数	6,589	6,498	6,322	6,349	6,093	6,329	6,915	7,155	6,780	6,560	5,990	5,919	5,934	5,940	5,765	5,397	5,494
求人倍率(秋田所)	1.28	1.34	1.32	1.29	1.35	1.39	1.37	1.27	1.32	1.38	1.49	1.49	1.53	1.44	1.29	1.27	1.35
求人倍率(秋田県)	1.30	1.41	1.37	1.26	1.28	1.29	1.26	1.18	1.24	1.32	1.45	1.48	1.50	1.47	1.41	1.45	1.47